

# 難民雇用を 考えてみませんか？

無料

定員  
30名



## 外国人材雇用企業説明会・個別相談会

日時

6.22 月

14:00-16:00

ハイブリット形式 (現地+オンライン)

会場

- ・浜松商工会議所 4階B会議室  
(浜松市中央区東伊場2-7-1)
- ・オンライン

浜松商工会議所では、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)にて取り組まれている「第三国定住制度による難民の定住支援(雇用)」実施にあたり、難民を雇用していただける企業向けの説明会・個別相談会を開催いたします。

外国人材の雇用・社会貢献をお考えの企業の方、ぜひご参加ください。なお、説明会後は個別相談会も開催しますので、併せてご参加ください。

## プログラム

説明会 14:00-14:30

個別相談会 14:40-16:00

- ① RHQが実施する難民支援事業について
- ② 第三国定住制度による難民の定住支援について
- ③ RHQ支援体制や活用できる施策等
- ④ 個別相談会 ※現地参加者のみ/事前予約優先/当日申込可能

登壇

公益財団法人  
アジア福祉教育財団  
難民事業本部(RHQ)

## 第三国定住難民について

### 出身国

タイの難民キャンプに滞在する  
ミャンマー出身者

### 在留資格

在留資格は「定住者」(5年)。  
就労する職種に制限はありません。

### 入国手続き・入国後

査証の取得や健康診断などの渡航手続きは、日本政府の手配により行われます。入国後、定住支援プログラムを受講します。

### 助成金制度

雇用促進のための助成金制度があります。第三国定住難民を雇用した事業主に対して、最長1年間の賃金助成金(雇用開発助成援助費)が支給されます。

### 就業希望日

2027年4月～  
※RHQの職業相談員がフォローします。

### 日本語能力

就職対象者は、RHQ支援センターで、日本政府が定めた6か月間の定住支援プログラム(日本語教育、生活ガイダンスの合計692時限<1時限=45分>)を修了した者です。

個人差はありますが、全員、基礎的な日本語の読む、聞く、書く、話すことができるようになっています。

- ◇主催：浜松商工会議所
- ◇共催：公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部(RHQ)

詳細・申込は  
こちらから▶

お問合せ

浜松商工会議所 人材支援課  
〒432-8501 浜松市中央区東伊場2-7-1



053-452-2861



jinzai@hamamatsu-cci.or.jp

